

伊丹市告示第69号

指定障害児相談支援事業の廃止について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の3第2項の規定に基づき指定障害児相談支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第24条の3第2号の規定に基づき次のとおり公示する。

令和8年4月14日

伊丹市長 中 田 慎 也

- 1 事業者の名称
社会福祉法人ヘルプ協会
- 2 事業所の名称及び所在地
ぐる～りあ相談支援事業所
兵庫県伊丹市北本町2丁目79-4
- 3 廃止年月日
令和8年4月30日
- 4 事業の種類
障害児相談支援事業